

令和6年4月採用の久留米市学童保育所支援員 採用試験案内

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	職務内容	採用予定人員
学童保育所 支援員	市内の小学校に設置された学童保育所で、児童の育成支援業務などに従事します	10人

(1) ただし、一定の基準に満たない場合は、合格者数が採用予定人員を下回ることがあります。

2 受験資格

試験区分	受験資格
学童保育所 支援員	(1) 次のいずれかの資格・免許を取得した者 保育士、社会福祉士、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校） (2) 高等学校卒業者等で児童福祉事業または放課後児童健全育成事業に類似する事業に2年以上従事した者 (3) 大学または大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する課程を卒業した者 (4) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者

(1) 国籍は問いません。なお、日本国籍を有しない人の受験資格等の詳細は、4ページの10に記載しています。

(2) 上記の受験資格があっても、次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ① 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 申込受付期間及び受験手続

(1) 申込受付期間

<p style="text-align: center;">令和6年1月22日(月)～2月7日(水) 午前9時00分から午後5時00分まで</p> <ul style="list-style-type: none">● 郵送の場合は、2月5日(月)までの消印があるものに限りです。● 持参の場合、土曜日・日曜日・祝日は受付できません。

- ① 提出された応募書類は、合格者分を除き6月以内に破棄しますので、一切返却いたしません。
- ② 受験票は、受験申込書持参の場合は受付時に交付し、郵送の場合は後日郵送します。受験票が届かない場合又は紛失した場合は、2月13日(火)までに必ず連絡してください。
- ③ 申込み記載事項に不正がある場合、連合会職員として相応しくない非違行為等が判明した場合は、採用される資格を失うことがあります。また、採用後に不正が発覚した場合、非違行為等が判明した場合は、免職等になることがあります。

(2) 受験手続

必要事項を記入し写真を添付した「受験申込書」に「作文試験解答用紙」、「2の受験資格を証明する資格者証等の書類の写し」を添えて、申し込んでください。

① 持参する場合

久留米市学童保育所連合会（石橋記念くるめっ子館）に持参

② 郵送する場合

封筒の表に「受験申込み」と朱書きし、裏に申込者の住所・氏名を明記したうえで、久留米市学童保育所連合会宛てに、必ず特定記録又は簡易書留で送付してください。特定記録又は簡易書留によらない場合の事故については責任を負いません。「受験票」を郵送しますので、84円切手を貼り返信先を記入した封筒を必ず同封してください。

4 試験の日程及び会場

日時等	会場
令和6年2月14日（水）	久留米市学童保育所連合会（石橋記念くるめっ子館内） 久留米市榎原町80-1

- (1) 試験の詳細なスケジュールは、受験申込書を受付時に説明します。
- (2) 試験の日程及び会場は予定です。変更があった場合は、別途お知らせします。

5 試験の方法及び内容

試験科目	方法・内容	備考
作文試験	職務内容に関する知識や意見等について、文章で表現する試験	事前提出
面接試験	面接を通じて支援員として資質を備えている人物かどうかを判定するもの	受験申込受付後に通知

- (1) 作文試験は「受験申込書」と一緒に指定の解答用紙に記述した「作文」を提出してください。面接試験は午後から予定しています。
- (2) 受験上の配慮（補聴器や車いすの使用など）を希望する人は、申込み時に申し出てください。郵送の場合は、2月13日（火）午後5時00分までに連絡してください。補聴器や車いすなど、受験時に使用する補装具等については、各自で用意してください。なお、点字受験はできません。

6 試験当日に持参するもの

受験票・スリッパ

- (1) 試験時間中は、携帯電話やタブレット端末を含むすべての電子機器の使用を一切禁止します。

7 合格者の発表及び試験成績の開示

(1) 合格者発表

（日時）令和6年2月20日（火） 午前10時00分

(方法) 合格者の受験番号を、事務局玄関に掲示するとともに、面接試験の受験者全員に、その合否の結果を郵送により通知します。なお、合否についての電話問合せへの対応は行いません。

(2) 試験成績の開示

試験成績について、本人に限り開示請求ができます。なお、電話等による請求はできません。

- ・対象者は本採用試験の不合格者（試験において、すべての科目を受験した人）に限ります。
- ・請求方法は受験票と本人であることを示す書類（運転免許証等）を、事務局まで持参し、所定の用紙で請求します。
- ・開示内容は順位・科目別得点・総合得点で、開示期間は合格発表の日から1か月間です。

8 採用日等

- (1) 採用日・・・令和6年4月1日採用（予定）。採用後3カ月間の試用期間あり。
- (2) 研修・・・赴任前研修を3月下旬に1日間実施します。

9 給与及び主な勤務条件

支援員	内 容
給 与	月 額：185,000円（3.4.7.8月）127,000円（12月） 126,000円（上記以外の月） 諸手当：フルタイム手当、勤続手当、キャリア手当、時間外勤務手当、期末手当、通勤手当（2キロ以上）等あり 年 額：約230万円～
所定労働時間	1年単位の変形労働時間制の適用あり 通常期 平 日：午後1時00分～午後6時00分（休憩時間なし） 土曜日：午前8時30分～午後6時00分（1時間の休憩含む） 特定期（3・4月と夏休み等） 月～土：午前8時30分～午後6時00分（1時間の休憩含む） ただし、通常期・特定期にかかわらず延長保育がある場合は、午後7時00分までの勤務となる場合あり。
休日等	一月に6日以上（勤務予定日でない土曜日、日曜日） 国民の祝日及び祭日、年末年始
休暇等	年次有給休暇、特別休暇等あり
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
勤務地	各校区学童保育所（人事異動あり）

- (1) 上記金額は給与改定等により変更になることがあります。
- (2) 通勤手当は、通勤手段・距離に応じて金額を決定します。

10 日本国籍を有しない人の受験資格等

(1) 受験資格

- 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2) 試験の方法及び内容

全ての試験において、日本語による出題・質問で、それらに対する解答・応答もすべて日本語で行っていただきます。

11 受験申込み及びお問い合わせ先

〒830-0013 久留米市櫛原町80-1 久留米市学童保育所連合会 【電話】0942-38-2045 【FAX】0942-38-0014
--